

綾瀬市神崎遺跡保存整備計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市神崎遺跡保存整備計画策定委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国指定史跡である神崎遺跡（以下「遺跡」という。）の保存、管理、整備及び活用を推進するための基本方針や計画を策定するため、綾瀬市神崎遺跡保存整備計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 遺跡の保存、管理及び整備に関すること。
- (2) 遺跡の活用に関すること。
- (3) 保存整備計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の素案の取りまとめ等に関し必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会は、15名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財保護委員
- (3) 市民
- (4) 神奈川県職員の職員
- (5) 市の職員

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は保存整備計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 策定委員会に、第3条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、策定委員会が指名する市の職員をもって組織する。

3 部会の議長は、文化財事務主管課長とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、文化財事務主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。